

## 【米国法/国際取引】

# 日本企業にも適用あり!? 米国の輸出規制・ 制裁規制の概要



大江橋法律事務所 弁護士  
福富 友美

▶ PROFILE

tomomi.fukutomi@ohehashi.com

## 第1 はじめに

近年、日本企業にとって、米国の輸出規制及び経済制裁への対応は、重要性を急速に増している課題です。従来、日本企業による輸出取引については、日本の外為法(外国為替及び外国貿易法)への対応が中心と考えられてきましたが、実務上は、これに加えて米国法規制への対応が不可欠となっています。その背景には、米国の輸出規制(Export Administration Regulations: EAR)<sup>注1</sup>や、経済制裁規制(Office of Foreign Assets Control (OFAC)による規制:いわゆるOFAC規制)が、一定の場合に米国外企業に対しても適用される、いわゆる域外適用の性質を有していることがあります<sup>注2</sup>。そこで本稿では、米国の輸出規制及び経済制裁規制の概要や違反リスクについて、ご紹介いたします。

## 第2 米国輸出規制・経済制裁の全体像

米国の対外規制は複数の制度により構成されていますが、主なものとしては以下が挙げられます。

1. 商務省産業安全保障局(Bureau of Industry and Security: BIS)が所管する輸出管理規則(EAR)
2. 財務省外国資産管理室(The Office of Foreign Assets Control: OFAC)が所管する経済制裁プログラム

EARは主として貨物・技術の移転を規制し、OFAC規制は特定の国・企業・個人との取引を制限するという違いがあります。

このほか、貨物・技術のうち、より機微度が高い軍事品目の移転に関しては、国務省防衛取引管理局(Directorate of Defense Trade Controls: DDTC)が所管する国際武器取引規則(International Traffic in Arms Regulations: ITAR)や、核関連の輸出入を規律するものとして原子力規制委員会(Nuclear Regulatory Commission: NRC)所管の規則などもあります。

## 第3 EARの概要

### 1 EARの基本的な理解

EARは、いわゆるデュアルユース品(民生用途と軍事用途の双方に使用可能な品目)を対象とする広範な輸出管理規制です。規制の対象には単に米国内からの輸出にとどまらず、以下のような製品や技術を含む再輸出(後述)も対象となる場合があります。

- ▶ 米国内に所在するすべての品目
- ▶ 米国原産の貨物、ソフトウェア及び技術
- ▶ 米国原産品を一定割合以上含む外国製品
- ▶ 米国の技術又はソフトウェアを用いて製造された外国製品  
(いわゆる外国直接製品(Foreign Direct Product: FDP))

<sup>注1</sup> Export Control Reform Act of 2018, 50 U.S.C. §§4801-4852; 15 C.F.R. Parts 730-774 (EAR)。

<sup>注2</sup> 域外適用については、15 CFR Chapter VII の§734.9や §734.4などがあります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

そのため、日本国内で製造された製品であっても、米国原産の技術や部品が関与している場合には、EARの適用対象となり得る点に十分留意する必要があります。

## 2 日本企業への域外適用の仕組み(再輸出規制)

EARの域外適用を理解する上で中核となる概念が、「再輸出(re-export)」です。再輸出とは、一般的には、米国から輸入した貨物を第三国に輸出する行為、が思い当たりますが、EARにおける再輸出は、上記に加えて、以下のような行為を含む広範な概念となっております。

- ▶外国から外国への貨物の移転
- ▶技術又はソースコードを外国人に提供する行為
- ▶外国間における技術移転(いわゆる「みなし再輸出(deemed reexport)」)<sup>注3</sup>

実務上、日本企業がEARの適用対象となる代表的なケースは、以下のとおりです。

- ▶米国原産品の再輸出:米国から輸入した部品・機器・ソフトウェア等を第三国へ輸出する場合
- ▶デミニミス・ルール(組込製品):外国製品に米国原産の部品・ソフトウェア等が一定割合以上含まれる場合
- ▶外国直接製品規則(FDPR):米国の技術又はソフトウェアを用いて海外で製造された製品を輸出する場合

これらに該当する場合、日本企業同士の国内取引を含め、形式的に米国を経由しない取引であっても、EARの規制対象となる可能性があります。また、技術の提供についても「みなし再輸出(deemed reexport)」として規制対象となり得るため、日本国内で外国籍従業員に技術情報を提供する場面にも注意が必要です。

また、デミニミス・ルール(De Minimis rule)とは、外国製品に含まれる米国原産コンテンツの割合に応じて、当該製品が

EARの規制対象となるか否かを判断する制度です。一般的には以下のように整理されます。

- ▶通常の国向け:米国原産コンテンツが25%未満  
→ EAR不適用<sup>注4</sup>
- ▶制裁対象国向け:同10%未満  
→ EAR不適用<sup>注5</sup>

もっとも、この数値基準はあくまで原則であり、特定の規制(例:ロシア関連規制等)では例外的にゼロ閾値となる場合もあります。また、計算対象となる「米国原産コンテンツ」の範囲や評価方法は複雑であり、実務上は誤認による違反が生じやすい領域となっております。

## 3 EARに係る実務対応

EARにおける実務対応の中心は、輸出(又は再輸出)に際して許可が必要か否かを判断する点にあります。その判断は、一般に以下のステップで行われます。

### (1) 品目規制リスト(CCL)への該当性判断及びECCN特定

まず、対象品目が「Commerce Control List(CCL)」<sup>注6</sup>に掲載されているかを確認し、該当する場合には輸出規制分類番号などと呼ばれている、ECCN(Export Control Classification Number)を特定する必要があります。CCLはBISにより公表されており、原子力、材料加工、エレクトロニクス、コンピュータなどの10のカテゴリごとに、ECCNの番号、規制理由、規制対象を定めております。規制理由は、アルファベット2文字で記載されており、主な規制理由は次頁のとおりです。

<sup>注3</sup> 15 C.F.R. §734.14(Reexportの定義)。

<sup>注4</sup> 15 C.F.R. § 734.4(d)。

<sup>注5</sup> 15 C.F.R. § 734.4(c)。

<sup>注6</sup> CCLについては、15 C.F.R. § 774 Supplement No.1 (Commerce Control List)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

アルファベット	具体的な理由 (括弧内は筆者訳)
CB	Chemical & Biological Weapons (生物化学兵器への転用防止)
NP	Nuclear Nonproliferation (核不拡散)
NS	National Security (国家安全保障)
MT	Missile Technology (ミサイル技術拡散防止)
RS	Regional Stability (地域の軍事バランス維持や紛争激化防止)
CC	Crime Control (犯罪の防止)
AT	Anti-Terrorism (テロ防止)

実際にCCLを見てみると、例えば、Category 3は「Electronics」であり、このうち、「3B001」は「Equipment for the manufacturing of semiconductor devices, materials, or related equipment, as follows (see List of Items Controlled) and “specially designed” “components” and “accessories” therefor.」です。規制理由は、NS、RS、ATとされています<sup>注)7</sup>。

### 〈ECCN 3B001の内容及び規制理由〉

Select a category:

Category 3 - Electronics

3B001

Expand all ECCNs

**12 results** for 3B001 in Category 3

Additional results may be available in other categories. Select "All categories" to search all content within the Commerce Control List.

**3B001** Equipment for the manufacturing of semiconductor devices, materials, or related equipment, as follows (see List of Items Controlled) and "specially designed" "components" and "accessories" therefor.

**License Requirements**

*Reason for Control:* NS, RS, AT

Control(s)	Country Chart (see Supp. No. 1 to part 738)
NS applies to 3B001.c.1.a, 3B001.c.1.c, and 3B001.q	Worldwide control. See § 742.4(a)(5) and (b)(10) of the EAR.
RS applies to 3B001.c.1.a, 3B001.c.1.c, and 3B001.q	Worldwide control. See § 742.6(a)(10) and (b)(11) of the EAR.
NS applies to 3B001.a.1 to a.3, b, e, f.2 to f.4, g to j	NS Column 2.
NS applies to 3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, f.6, k to n, p.2, p.4, r	To or within Macau or a destination specified in Country Group D:5 of supplement no. 1 to part 740 of the EAR. See § 742.4(a)(4) of the EAR.
RS applies to 3B001.a.4, c, d, f.1, f.5, f.6, k to n, p.2, p.4, r	To or within Macau or a destination specified in Country Group D:5 of supplement no. 1 to part 740 of the EAR. See § 742.6(a)(6) of the EAR.
AT applies to entire entry	AT Column 1.



<sup>注)7</sup> <https://www.bis.gov/regulations/ear/interactive-commerce-control-list>より。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

CCLでECCN番号が付されているものは、ECCN品目として、原則輸出許可が必要な品目となります。他方、CCLに掲載されていない品目は「EAR99」と分類されますが、EAR99に分類された場合も、後述の一般禁止事項に該当する場合には、輸出許可が必要となりますので注意が必要です。

## (2) 一般禁止事項への該当性判断

EARにおいては、以下の一般禁止事項が定められております<sup>注)8</sup>。ECCN品目及びEAR99に分類される品目のいずれも、一般禁止事項4～10のいずれかに該当する場合には、輸出許可が必要となります。

一般禁止事項 1	規制品目のリストされた国への輸出及び再輸出	EAR対象品目か否かや、許可要否を定める原則的なルール
一般禁止事項 2	規制される米国成分をデミニミス・ルールによる基準より多く組み込んだ外国製品目の国外からの再輸出及び輸出	
一般禁止事項 3	外国製の「直接製品」に関するルール	
一般禁止事項 4	輸出権限をなく奪われた個人及び企業リスト (Denied Persons List: DPL) 掲載者とのEAR対象品目の取引禁止	EAR対象品目にこれらの禁止事項が適用される場合には、リスト規制品目か否かを問わず、輸出許可が必要
一般禁止事項 5	禁止された最終用途若しくは最終需要者への輸出、再輸出、又は移転	
一般禁止事項 6	禁輸仕向地への輸出、再輸出、及び移転(禁輸。たとえば、ウクライナのクリミア半島地域及びウクライナの対象地域)	
一般禁止事項 7	拡散行為並びに特定の軍事諜報の最終用途及び最終需要者の支援禁止(米国企業・米国人の支援禁止が対象)	
一般禁止事項 8	特定懸念国を経由する輸出・再輸出規制	
一般禁止事項 9	命令、許可例外の条件等への違反禁止	
一般禁止事項 10	違反関与行為、共犯行為等の禁止	

これらの該当性判断においては、最終用途や需要者の調査が重要ですが、当該調査に役立つツールとして、米国商務省国際貿易局 (International Trade Administration) が、「統合スクリーニングリスト (Consolidated Screening List)」を公表しています<sup>注)9</sup>。このリストには、米国の国家安全保障上懸念があると判断された企業等が掲載されるリスト (Entity List)、輸出権限をなく奪われた個人及び企業リスト (DPL)、米国製品を軍事転用する恐れがある外国事業体を特定したリスト (Military End User (MEU) List) など含まれておりますので、具体的な仕向先・最終需要者 (企業や個人) に懸念がないかについては、このようなツールを活用することも有効です。

## (3) カントリーチャート及び許可例外の適用可否の確認

特定の仕向先・最終需要者について、上記統合スクリーニングリストで特定のリスト掲載者にするなど、一般禁止事項のいずれかに該当すれば輸出許可が必要ということになります。

加えて、仮に該当しない場合も、CCLに該当するECCN品目については、仕向地 (国) によっては輸出許可が必要な場合があります。この点について、BISは、規制品目と最終仕向地の組合せによって許可の要否を記載した、Country Chartを作成しています<sup>注)10</sup>。この表は、各国を縦軸に、ECCNの規制理由を横軸に並べた表となっており、縦軸と横軸が交差する枠に「×」マークがついている場合には、輸出許可が必要となっております。例えば、中国の項目を見ると、チャートに掲載されたほぼすべての品目について、「×」マークがついております。これに対し、日本は、許可が必要な品目は限定的となっております。

<sup>注)8</sup> 15 C.F.R. § 736。

<sup>注)9</sup> <https://www.trade.gov/data-visualization/csl-search>

<sup>注)10</sup> 15 C.F.R. Supplement No. 1 to § 738。  
<https://www.bis.gov/regulations/ear/interactive-commerce-country-chart>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

〈中国の場合〉

Countries	Chemical and biological weapons			Nuclear nonproliferation		National security		Missile tech	Regional stability		Firearms convention	Crime control			Anti-terrorism	
	CB 1	CB 2	CB 3	NP 1	NP 2	NS 1	NS 2	MT1	RS 1	RS 2	FC1	CC 1	CC 2	CC 3	AT 1	AT 2
China	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×		×		

〈日本の場合〉

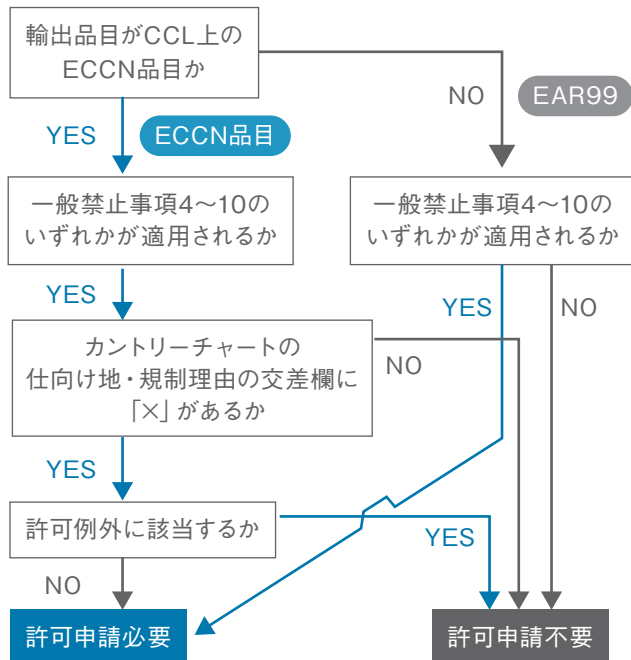
Countries	Chemical and biological weapons			Nuclear nonproliferation		National security		Missile tech	Regional stability		Firearms convention	Crime control			Anti-terrorism	
	CB 1	CB 2	CB 3	NP 1	NP 2	NS 1	NS 2	MT1	RS 1	RS 2	FC1	CC 1	CC 2	CC 3	AT 1	AT 2
Japan	×					×		×	×							

「カントリーチャート」で許可が必要であることが確認されれば、許可例外が適用されない限り注11、輸出許可が必要となります。

#### (4) 許可要否の判断フローチャート

これまでご紹介した判断のプロセスを簡潔にまとめると、以下のようなイメージになります。

##### 【輸出許可申請要否の判断フロー】



#### 4 罰則

EARに違反した場合、行政罰及び民事制裁金等のリスクがあり、特に法人に対しては、最高30万米ドル又は輸出品価額の2倍以内の行政罰金や、Denied Persons List (DPL) 掲載処分、輸出入禁止処分に加え、最高100万米ドルの刑事罰金が課せられるリスクがあります注12。

最近のEAR違反として、米国の半導体製造装置(SME)メーカーであるApplied Materials Inc.(AMAT)が、SMEのイオン注入装置を韓国のApplied Materials Korea (AMK)へ組み立てのために輸出し、その後、中国の半導体最大手である中芯国際集成电路製造(SMIC)へ再輸出した件があります。この件について、AMATは、BISが科す民事制裁金としては史上2番目に高い、約2億5,200万米ドルの民事制裁金を支払っております注13。

注11 15 C.F.R. §744.

注12 民事制裁金や罰金等の定めについては、15 C.F.R. §764.3。また、直近の違反事例はBISのウェブサイトからも閲覧可能です。

注13 当該違反事例については、JETROの海外ニュースが分かりやすいと思われます。https://www.jetro.go.jp/biznews/2026/02/2aebe1b646e62fd8.html

また、原文はこちら。

https://www.bis.gov/media/documents/2026.02.11-amat-settlement-documents-combined.pdf

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 第4 OFAC規制(経済制裁)の概要

### 1 規制の全体像

次にOFAC規制をご紹介します。OFAC規制とは、OFACが執行する経済制裁制度の総称であり、特定の国、企業、個人等との取引を制限又は禁止することにより、米国の外交政策及び国家安全保障目的を実現するための枠組みです。

OFAC規制は、貨物・技術の移転を中心とするEARとは異なり、「誰と取引をしてよいか」という取引主体に着目した規制である点に特徴があります。すなわち、制裁対象国や、制裁対象者との間では、原則として広範囲の商取引・金融取引が禁止され得る点に留意が必要です。

また、OFAC規制は、テロ資金供与及び国際テロリズム対策、人権侵害や腐敗行為への対応、核兵器等の大量破壊兵器の拡散防止、国際的な犯罪行為(麻薬取引、サイバー攻撃等)への対抗といった、多様な政策目的に基づき運用されています。このように、OFAC規制は単一の法目的に限定されるものではなく、複数の制裁制度が並存する点にも特徴があります。

OFAC規制の主要な法的根拠としては、国際緊急経済権限法(International Emergency Economic Power Act: IEEPA)や、対敵通商法(Trading with the Enemy Act: TWEA)などが挙げられます。

### 2 OFAC規制の概要

#### (1) OFAC規制の特徴

OFAC規制の重要な特徴として、以下の二点が挙げられます。

第一に、OFAC規制は、「米国人(US Person)」や、「米国との接点(US nexus)」がある取引に広く適用される点です。具体的には、以下のような場合が規制対象となり得ます。

▶米ドル建て決済(米国金融機関を経由)

▶米国子会社・支店の関与

▶米国籍従業員の関与

▶米国内での活動

そのため、例えば、日本の企業同士の取引であっても、決済通貨に米ドルを使用した場合、その送金は米国内の金融機関を経由するため「米国との接点」が生じ、OFAC規制の対象となります。

第二に、いわゆる二次制裁として非米国企業に影響が及び得る点です。二次制裁は、米国との直接的な接点がない外国企業であっても、以下のような取引を行った場合に適用される可能性があります。

◆制裁対象国の特定産業に対する重要な取引

◆SDNリスト(後述)掲載者との継続的又は大規模な取引

◆制裁回避行為への関与

#### (2) 主要な制裁プログラムと確認方法

##### ① 対象国又は地域全体に対する制裁

これは、対象となる国又は地域全体に対して、資産凍結、輸出入の禁止、当該国又は地域原産の商品又は役務の取引禁止、金融取引の禁止、米国原産品の輸出の禁止等を行う制裁です。現在は、イラン、北朝鮮、キューバ、ウクライナの特定地域(クリミア地域、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称))などが包括的制裁対象国となっております。制裁対象国や各国への制裁プログラムについては、OFACのウェブサイトからも確認することが可能です<sup>注)14</sup>。



注)14 Sanctions Programs and Country Information | Office of Foreign Assets Control.

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## ②SDNリストに基づく個別の対象者(団体・個人)に対する制裁

加えて、国・地域全体ではなく、個人や団体を特定し、当該国や団体に対する制裁措置もあります。OFACはこのような制裁対象者を「制裁リスト」として公表しており、最も有名なのはSDNリスト(Specially Designated Nationals and Blocked Persons List)です<sup>注)15</sup>。SDNリストに掲載された個人・企業等との取引は、原則として禁止され、その資産は凍結の対象となります。また、SDNリストに直接記載されていない企業であっても、SDNリスト掲載者により50%以上の持分を保有される場合は、制裁の対象となります<sup>注)16</sup>。また、持分の「保有」とは、直接的に保有する場合に限らず、間接的に保有する場合も含まれ、また、複数のSDNリスト掲載者が存在する場合、それぞれの持分が合算されるため、注意が必要です<sup>注)17</sup>。

SDNリストも、EARにおいて紹介した「統合スクリーニングリスト(Consolidated Screening List)」に含まれておりますので、該当性の判断に有効と考えます。

## 3 OFAC規制に違反した場合の罰則や違反事例

### (1)OFAC規制に違反した場合の罰則

まず、一次制裁に違反した場合、民事制裁金、刑事罰、資産凍結、取引停止といったペナルティを受けるリスクがあります。また、二次制裁は形式的には米国法違反とは評価されない場合もありますが、SDNリストに記載される、米国金融システムへのアクセスが禁止される、といった措置が課される可能性があります。

### (2)最近の違反事例

近年、米国当局は非米国企業に対する制裁執行を強化しており、その代表例としてオーストラリアの貨物輸送物流企業である、Toll Holdings Limited(Toll社)の事例が挙げられます。Toll社は、米国の個人や法人等により所有される企業ではなく、また、米国やその領土に所在する企業でもありませんが、北朝鮮、イラン等の制裁対象国に関連する貨物取引を実施しており、当該取引において米ドル建て決済を利用し、その結果として米国金融機関が決済に関与していたため、OFACは同社による米国制裁規制違反を認定しました。結果として、Toll社は、約600万米ドル規模の制裁金を支払うこととなりました。

この件は、取引自体が非米国間で行われたものであっても、米ドル決済を利用したことにより結果的に米国金融機関が関与したことが、OFAC規制の適用根拠とされています。このような事例からも、決済通貨の選択自体が、OFAC規制の適用リスクを左右する要素となる点がうかがえます。

## 第5 終わりに

簡単に概要をお伝えしましたが、EARやOFAC規制を含む米国の対外規制は複雑であり、かつ、現在の国際情勢を踏まえて定期・不定期に改正されております。そのため、日本企業の皆様においても、概要を把握しておくとともに、最新情報についてもアップデートいただくことが重要と考えます。

以上

<sup>注)15</sup> <https://sanctionslist.ofac.treas.gov/Home/SdnList>

<sup>注)16</sup> OFACのFAQ398:<https://ofac.treasury.gov/faqs/topic/1521>

<sup>注)17</sup> OFACのFAQ399:<https://ofac.treasury.gov/faqs/topic/1521>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。